

尾鷲市農業委員会 令和4年3月定例会 議事録

1. 開催日時：令和4年3月7日（月）午前10時00分から午前10時30分

2. 開催場所：尾鷲市立中央公民館2階講座室A

3. 出席委員（8名）

会長	6番	高村 敦夫
委員	1番	船津 貫一
	2番	野田 泰史
	3番	黒 次美
	4番	塩津 史子
	5番	庄司 和稔
	7番	野地 長生
	8番	大川 治夫

農地利用最適化推進委員	北村 都志雄
	濱野 薫久

4. 欠席委員

5. 議事日程

1. 非農地証明願いについて
2. 農業経営基盤強化法第18条の利用権設定
3. その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	芝山 有朋	欠席
事務局次長	湯浅 大紀	
事務局書記	大川 健志	

7. 会議の概要

議長

みなさんおはようございます。定刻になりましたのでただ今から令和4年3月の定例会を開催したいと思いますのでよろしくお願いします。早速ですが、本日の署名委員は、5番〇〇さん、7番〇〇さんはよろしくお願いします。それでは事項書に基づいて第1号の非農地証明願いについてをご審議願います。事務局は説明をお願いします。

事務局

それでは議案第1号非農地証明願いについて説明します。番号1番、所在は〇〇で地目は田です。面積は〇〇㎡です。申請人は〇〇の〇〇さん、〇〇の〇〇さんです。

申請理由としましては本申請地は、昭和58年頃から、駐車場や資材置場等として利用しており農地として使用していない為、申請が上がっております。

紹介委員は〇〇委員さんです。よろしくお願いします。

議長

〇〇委員さん。よろしくお願いします。

〇〇委員

議案第1号1番の非農地証明を説明させていただきます。概要につきましては、ただ今事務局から説明があったとおりです。共有名義での土地の所有者は、〇〇の〇〇さんと〇〇の〇〇さんです。3ページの公図をご覧ください。赤線で示した地番〇〇地目は田、地積が〇〇㎡あります。

1ページの4の土地の変更時期及び理由、2ページの全部事項証明書の記載の中で、前所有者の〇〇さんが相続で取得後の昭和58年に駐車場、資材置場として利用したままで〇〇さんが令和2年1月9日に相続し、6ページの申請地撮影方向1と2の写真が8ページの上下で、鉄パイプやジョイントなど資材置場と駐車場で現在に至っているため、非農地願いを申請するものです。

申請場所ですが、資料7ページの北浦町の赤線で示した場所で、〇〇、〇〇から直線で、約300mのところです。なお、4ページに課税地目の証明書が添付されており、雑種地となっています。ご審議よろしくお願いします。

議長 紹介が終わりました。何かご質問ございませんか。

〇〇委員 いいですか。

議長 はい、〇〇委員。

〇〇委員 この現況写真を見ると、資材置場というよりは不法投棄みたいにしてないですか。

〇〇委員 この現況写真に写っている袋はこれはジョイントです。私は中を確認しております。

〇〇委員 そうですか。分かりました。

〇〇委員 これはこの後、売られるのです。借地ですか。

事務局 そこまでは把握できません。非農地証明なのであくまで農地ではない証明を発行するのであって、その後は分かりませんね。

〇〇委員 異議なしです。

議長 異議なしの声が上がりました。採決を取ります。賛成の方は挙手を。

(挙手全員)

はい、挙手全員。これにて非農地証明を発行します。続きまして、番号2番を審議願います。事務局は説明をお願いします。

事務局

番号2番、所在は〇〇で地目は畑です。面積は〇〇㎡です。申請人は〇〇の〇〇さんです。

申請理由としましては本申請地は昭和60年頃県道新設工事により埋立てがあり、その後建設業者が進入道路に利用し、海岸工事、近辺の付帯工事も行われました。周囲の状況から見て、農地として継続して利用できないと見込まれること、また現在では荒れ果て原野化し、農地として使用していない為、申請が上がっております。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしくお願いします。

議長

〇〇委員さん。よろしくお願いします。

〇〇委員

はい、それでは7ページの航空写真をご覧ください。申請場所ですが、これは〇〇の〇〇の近くで写真で白く写っているところ、これが今の砂浜ですね。そこから県道沿いを右に150m程〇〇側に寄ったところが申請地となっております。この土地は海岸の堤防と県道に挟まれた土地となっております。参考に3ページの公図をご覧ください。公図に赤で示されたところが申請地なのですが、この土地は元々〇〇の一筆の全体の土地となっております、それが県道沿いの道路が造られたときに分筆されて残地となっております。

そして、最後の写真をご覧ください。これが現況ですけど、先程事務局から説明があったように、この申請地は昭和60年頃、県道新設工事として、隣接地が残土処理場として活用されていた状況です。現況写真の右上を見ていただいたら分かると思いますが、県によって護岸工事が行われて、その進入路としての活用もされておりました。このような状況の中で申請人が昭和17年に相続をしましたが、最早、農地としては認められない状態です。以上のような状況において非農地証明を申請したいという案件です。

よろしく審査をお願いします。

議長

紹介が終わりました。何かご質問はございませんか。

〇〇委員

土も残土ですので農地には適さないものであります。

〇〇委員

異議なし。

議長

異議なしの声が上がりました。採決を取ります。賛成の方は挙手を。

(挙手全員)

はい、挙手全員。これにて非農地証明を発行します。以上で議案第1号が終わりました。続きまして、議案第2号農業経営基盤強化法第18条の利用権設定について決定いただきたくお願い申し上げます。事務局は説明をお願いします。

事務局

説明します。この案件は農地中間管理事業によるもので、出し手の〇〇氏から受け手の〇〇に中間管理機構を通して貸しつけるもので、農業経営基盤強化法第18条により〇〇氏から中間管理機構に利用権を設定するというものでございます。

1ページの利用集積計画同意書をご覧ください。所在が〇〇、〇〇、〇〇で地目は畑です。面積は合計で〇〇㎡です。場所ですが、2ページの航空写真をご覧ください。〇〇の〇〇の丁度真下辺りです。3ページ、4ページが現況写真となります。

まず中間管理機構に貸し付ける要件として、農業振興地域内であることと、貸し出す農地が耕作できる状態かということで、貸し出す土地は農業振興地域内で、貸し出す農地が耕作できる状態かについては、確認した結果問題ないということでした。利用権を設定する条件として、尾鷲市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合するかということで、尾鷲市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想は、担い手に農地を集積するといった内容のもので、適合すると考えられます。

以上のことから、問題ないと思われしますので、農地利用集積計画について農業委員会の決定をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長 はい、紹介が終わりました。何かご質問はありませんか。

〇〇委員 この甘夏は大分前から植わっていたのですか。

事務局 そうですね。随分古くから植わっています。これから本格的に手入れはしていくということです。

議長 いかがですか。皆さん異議ありませんか。

(全員異議なしの声)

それでは農地利用集積計画に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、挙手全員。これにて決定いたします。以上で審議案件が終わりました。それでは3番その他に入ります。皆さんから何かありますか。事務局からは。

事務局 はい、また通知を送るのですが例年ですと来月4月に親睦会費と新聞代を徴収していたのですが、今回は新年会も忘年会も行わなかったということで、親睦会費の徴収は今回見送らせていただいて、新聞代の徴収だけさせていただきますのでよろしくをお願いします。

議長 はい、他にありませんので、以上で令和4年3月農業委員会定例会を閉会します。ありがとうございました。

議事録署名委員

議事録署名委員